

# 第2章 八潮市の概要

## 1 環境の現状

### (1) 自然環境分野

#### ア 環境の現状

##### ■八潮市の自然

八潮市には、中川、綾瀬川、大場川、圻川、伝右川の河川や、葛西用水、八条用水などの水路があり、水辺の環境に囲まれています。自然の河川は洪水のときに上流からたくさんの土砂を運び、「自然堤防」という地形を作ります。自然堤防は標高が周りよりも少し高くなっているため、水はけがよく、昔から家が建てられたり、畑がつくられたりしていました。自然堤防の背後には「後背湿地」ができます。後背湿地は水がたまりやすく、水はけが悪いため、古くから水田に利用されてきました。この水田に水を運ぶために、葛西用水や八条用水に代表される水路網がめぐらされていました。

かつての八潮市ではこのような土地利用が行われていましたが、現在では都市化が進み市街地の範囲が広がっています。

しかしながら、市内には、市街化が進みつつあるなかで、河川、水路、屋敷林、田園、公園と人が自然とふれあうことのできる空間がまだ残っています。

平成23年度から平成24年度にかけて市民及び市内で活躍する環境団体の協力により、通算5季にわたり、市内の自然の特徴を代表する地点として、「和井田家」、「中川鶴ヶ曾根」、「松之木公園」、「大曾根ビオトープ<sup>\*</sup>

」の4箇所を選定し自然環境調査を実施しました。和井田家は、歴史的な重要文化財として、敷地内の樹木が保存されています。植生している樹木には、防火林、防風林、非常食、薬草、霊木などの役割があります。

中川の河川敷は、人の手が入らない自然環境になり、生き物がたくさん集まっている場所で、ノウルシ、ノカラムツ、シロバナサクラタデなどの希少な植物も生育し、八潮市従来の生態系が復活する可能性があります。しかし、このような場所は外来生物が生息しやすい環境でもあるため、外来生物を駆除する必要があります。

松之木公園は、人工的な環境にも関わらず、多くの鳥が飛んできて木々の果実をついばみ、小さな草花の花には、ミツバチや、小さな昆虫が訪れるのが見られます。

大曾根ビオトープは綾瀬川に隣接した湿地帯にあります。1日に2回、潮の満ち引きによって、綾瀬川からの水がビオトープの池に出たり入ったりしており、常に湿地が維持されなければ生息できないタコノアシ、カワヂシャ、ゴキヅルなどの希少植物が生育しており、保護が必要となっています。

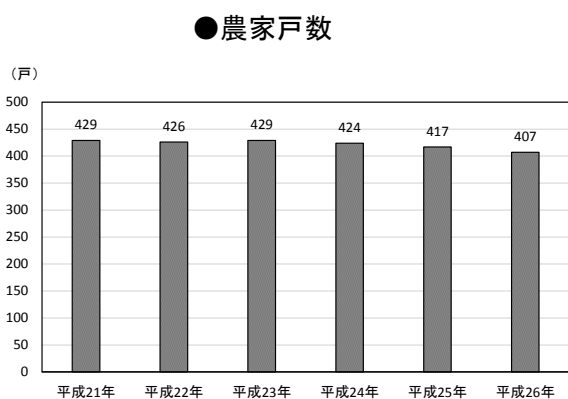
##### ■農地・農業

本市の農地は主に市北部に水田地帯、東部の中川周辺に畑地帯があります。都市化の進展に伴い農家数、耕作面積ともに大きく減少しました。ここ数年においてもわずかながら減少し

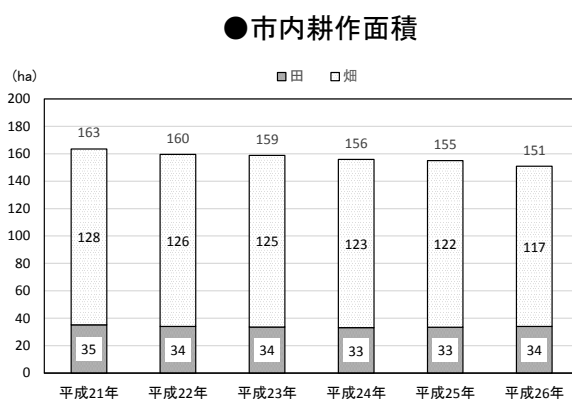
ています。

本市では都市型農業として市場での競争力を高めるため、環境保全型農業\*を推進するとともに、優良農地\*や生産緑地\*の保全を支援しています。

また、本市では農地の耕作、管理等を市民等との協働で行う取組を通して、市民の農業や農地保全への理解を促進するとともに、各種イベントを通じて地産地消の推進や農業に親しめる環境づくりに努めています。



注) 10a 以上耕作している農家を集計  
資料：農業ニュースやしお (各年8月1日現在)



注) 10a 以上耕作している農家を集計  
資料：農業ニュースやしお (各年8月1日現在)

## イ 現行計画の進捗

現行計画において、関連指標を設定した施策は、平成 26 年度末現在、いずれの目標も未達成となっています。

目標未達成の要因として、「市民花壇の設置数」、「生垣設置の奨励件数」は、管理団体や高齢化による担い手の不足が挙げられます。「市民団体によるビオトープの管理運用件数」については、新たなビオトープの整備が行われなかったため、件数の増加に至りませんでした。

「公共施設等における屋上緑化件数」は、計画期間内の平成 21 年度に消防本部の移転時に 1 か所、既存の公共施設においては緑のカーテン等の緑化を行っています。また民間施設においても壁面緑化を行うなどの動きも見られます。

「エコファーマー\*数」、「認定農業者\*数」は、農家数の減少等が挙げられます。



中川河川敷のノウルシ



大曽根ビオトープのタコノアシ

## ● 現行計画の目標達成状況（自然環境）

施策の方向	施策	指標	実績値			目標値
			H20年度	H25年度	H26年度	H27年度
緑化の推進	緑と花いっぱい運動の推進	市民花壇の設置数	1か所	5か所	6か所	20か所
	屋上や壁面等の緑化の推進	公共施設等における屋上緑化件数	0か所	1か所	1か所	5か所
	市民との協働による緑化活動の推進	生垣設置の奨励件数	0m	0m	0m	200m
生息・生育空間の確保	ビオトープの保全活動	市民団体によるビオトープの管理運用件数	0件	1件	1件	2件
環境保全型農業の推進	環境保全型農業の推進	エコファーマー数	30人	26人	26人	50人
	農業後継者の育成	認定農業者数	23人	27人	27人	35人

## ■用語解説

## ※ビオトープ

生物を意味する`Bio`と場所を意味する`Tope`を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。

ビオトープには、森林や草地、河川や河原、池や湖沼など様々なタイプがある。ビオトープのタイプが異なれば、そこに生息したり利用したりする生きものの種類が異なる。そのため、生物多様性の保全には、多種多様なビオトープが必要となる。

## ※環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、農業がもつ環境保全機能を一層向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことをめざすタイプの農業。具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふんなどの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取組。

## ※優良農地

市内の市街化調整区域内の生産性の高い集団的な農地。（八條地域の水田地帯、潮止地域の中川堤外畑作地帯）

## ※生産緑地

生産緑地法により規定される、都市計画法上の地域地区の一つ。市街化区域内にある農地で、公害・災害の防止、都市環境の保全などに役立つ、500平方メートル以上の規模の区域で、市が指定したもの。

## ※エコファーマー

平成11年7月制定の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくりや化学肥料・化学農薬低減などの「持続性の高い農業生産方式」の導入計画を都道府県知事に提出し、その計画が適当であると認定を受けた認定農業者の愛称名。

認定を受けた導入計画に基づき、農業改良資金の特例措置が受けられる。

## ※認定農業者

平成5年に制定された農業経営基盤強化促進法により、今後農業を担う農業者を認定する制度である。認定農業者は、この制度に基づき、経営の改善点について目標を立てて取り組むための「農業経営改善計画」を作成し、市町村長の認定を受けた農業者のこと。

認定農業者に対しては、低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策が実施される。

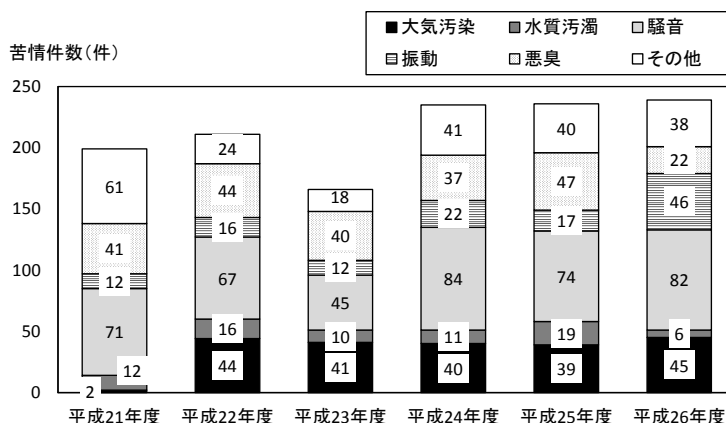
(2) 生活環境分野

ア 環境の現状

■公害苦情

公害苦情件数は、平成 24 年度以降、年間 240 件程度で推移しています。平成 26 年度は 239 件の苦情があり、このうち騒音（82 件）に対する苦情が最も多く、次いで振動（46 件）、大気汚染（45 件）の順に多くなっています。

●公害苦情件数の推移



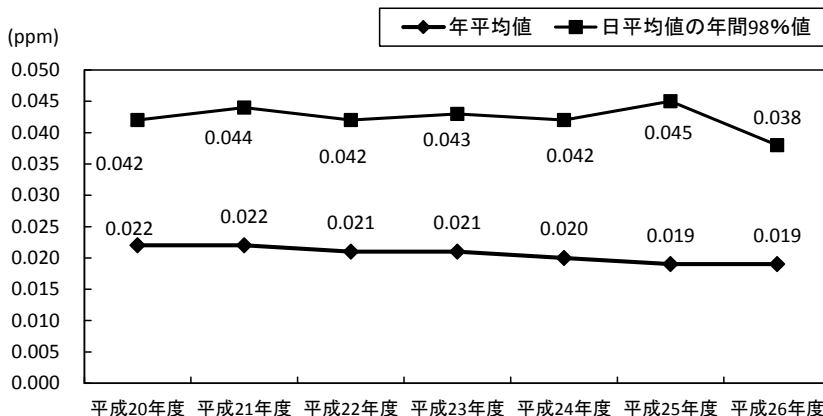
資料：八潮市環境報告書、統計やしお

■大気汚染

八潮測定局における二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）※は、平成 20 年度以降、全ての年度で環境基準※を達成しています。

●二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の推移（八潮測定局）

	年平均値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	環境基準適合 (長期的評価)
平成20年度	0.022	0.042	○
平成21年度	0.022	0.044	○
平成22年度	0.021	0.042	○
平成23年度	0.021	0.043	○
平成24年度	0.020	0.042	○
平成25年度	0.019	0.045	○
平成26年度	0.019	0.038	○



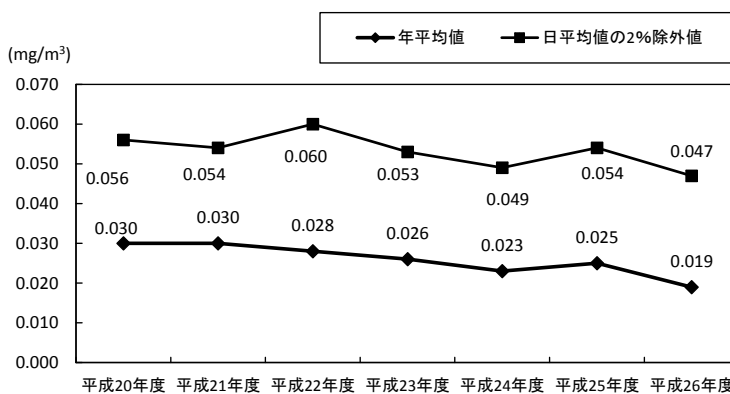
**【環境基準】**  
 長期的評価：  
 日平均値の年間 98%値（1 年間の測定を通じて得られた1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値）が、0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。  
 短期的評価：なし

資料：大気汚染常時監視測定結果報告書（埼玉県）

浮遊粒子状物質（SPM）※についても、平成20年度以降、全ての年度で環境基準を達成しています。

●浮遊粒子状物質（SPM）の推移（八潮測定局）

	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上 連続したことの有無	環境基準適合 (長期的評価)	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数	環境基準適合 (短期的評価)
平成20年度	0.030	0.056	無	○	0	0	○
平成21年度	0.030	0.054	無	○	0	0	○
平成22年度	0.028	0.060	無	○	0	0	○
平成23年度	0.026	0.053	無	○	0	0	○
平成24年度	0.023	0.049	無	○	0	0	○
平成25年度	0.025	0.054	無	○	0	0	○
平成26年度	0.019	0.047	無	○	0	0	○



資料：大気汚染常時監視測定結果報告書（埼玉県）

【環境基準】

長期的評価：

- (1) 日平均値の2%除外値（1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値）が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であること。
- (2) 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。

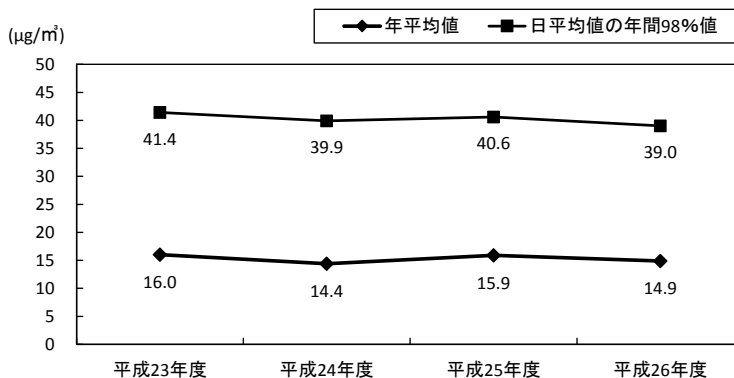
短期的評価：

全ての測定日において、1時間値の1日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であり、1時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup> 以下であること。

微小粒子状物質（PM2.5）※は平成23年度から環境基準の評価を行っています。いずれの年も環境基準（短期的評価）が未達成で、長期的評価も年度により未達成となっています。

●微小粒子状物質（PM2.5）の推移（八潮測定局）

	年平均値 (μg/m <sup>3</sup> )	環境基準適合 (長期的評価)	日平均値の 年間98%値 (μg/m <sup>3</sup> )	環境基準適合 (短期的評価)
平成23年度	16.0	×	41.4	×
平成24年度	14.4	○	39.9	×
平成25年度	15.9	×	40.6	×
平成26年度	14.9	○	39.0	×



資料：大気汚染常時監視測定結果報告書（埼玉県）

【環境基準】

長期的評価：

1年平均値が 15μg/m<sup>3</sup> 以下であること。

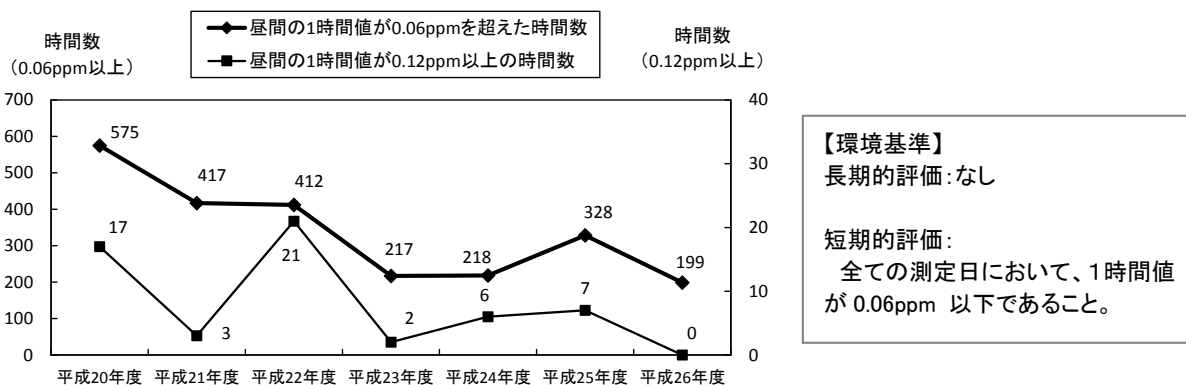
短期的評価：

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値が 35μg/m<sup>3</sup> 以下であること。

光化学オキシダント\*濃度は環境基準を超過している状況が続いており、八潮測定局に限らず埼玉県内全ての測定局で環境基準が未達成となっています。光化学スモッグ注意報等は平成20年度以降では平成22年度に予報が17件、注意報が16件発令されていますが、その他の年度は概ね10件未満となっています。また光化学スモッグ警報は平成20年度以降では発令されていません。

●光化学オキシダント (Ox) の推移 (八潮測定局)

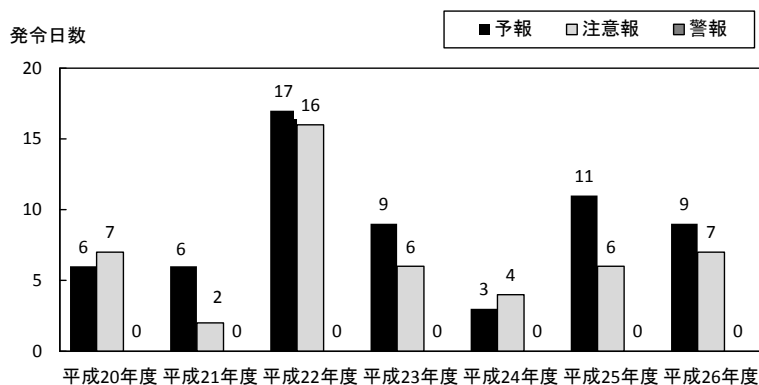
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数	環境基準適合 (短期的評価)
平成20年度	575	17	×
平成21年度	417	3	×
平成22年度	412	21	×
平成23年度	217	2	×
平成24年度	218	6	×
平成25年度	328	7	×
平成26年度	199	0	×



【環境基準】  
長期的評価: なし  
  
短期的評価:  
全ての測定日において、1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：大気汚染常時監視測定結果報告書（埼玉県）

●光化学スモッグ注意報等発令日数 (県南東部)



光化学スモッグ注意報発令基準:  
基準測定局においてオキシダント測定値が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められる場合  
  
光化学スモッグ警報発令基準:  
基準測定局においてオキシダント測定値が0.20ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められる場合

資料：大気汚染常時監視測定結果報告書（埼玉県）

平成26年度は、光化学スモッグ緊急時発令状況等一覧表（埼玉県）

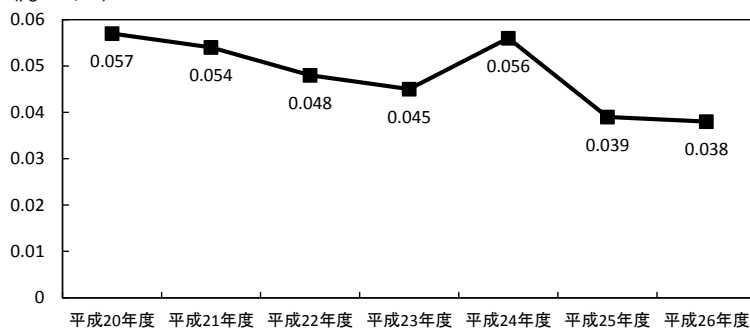
大気中のダイオキシン類\*については平成20年度以降、環境基準を達成しています。また平成24年度を除けば、年々下降傾向にあります。

なお、大気汚染に係る公害苦情件数は、平成22年度以降、40件前後で推移しています。

### ●ダイオキシン類大気常時監視結果の推移（八潮測定局）

	年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	環境基準適合 (長期的評価)
平成20年度	0.057	○
平成21年度	0.054	○
平成22年度	0.048	○
平成23年度	0.045	○
平成24年度	0.056	○
平成25年度	0.039	○
平成26年度	0.038	○

ダイオキシン濃度  
(pg-TEQ/m<sup>3</sup>)



#### 【環境基準】

長期的評価:

年平均値が0.06pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下  
であること。

短期的評価:なし

資料：ダイオキシン類大気常時監視測定結果について（埼玉県環境部）

### ■水質汚濁

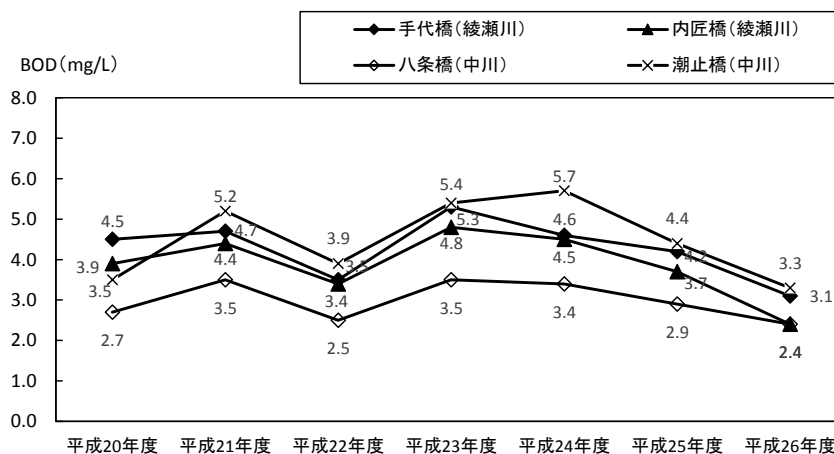
綾瀬川は、昭和30年代に入ると、流域の急速な都市化と産業の進展により、生活排水や工場排水が流入して水質汚濁が進み、昭和55年から平成6年までの間、国土交通省が発表する一級河川の水質ランキングでワースト1という状況が続きました。

綾瀬川の水質の改善のために、綾瀬川の中下流域に位置する自治体（東京都足立区、東京都葛飾区、川口市、草加市、越谷市、八潮市、さいたま市（協力））が集まって、昭和51年4月に「綾瀬川浄化対策協議会」を発足させ、水質や水生生物調査、啓発活動などの活動を続けています。また、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）\*に基づき、流域14市区町、学識経験者、埼玉県・東京都・建設省江戸川工事事務所（平成6年当時）の代表者による「綾瀬川清流ルネッサンス21地域協議会\*」が平成6年11月に発足し、浄化施設の建設などの事業を行ってきました。

中川、綾瀬川ともに水質は改善傾向にあり、生物化学的酸素要求量（以下BOD）\*の75%値は、平成20年度以降、2mg/L～6mg/Lの間で推移しています。

中川中流域の八条橋及び綾瀬川下流域の内匠橋（足立区）では平成20年度以降、BODの環境基準は達成されています。一方、中川の潮止橋は平成21, 23, 24年度に、綾瀬川の手代橋は平成23年度において環境基準値を上回りました。

●綾瀬川、中川の水質の推移（生物化学的酸素要求量：BOD 75%値）



**環境基準値**  
 75%値が5mg/L以下であること(河川C類型)  
 75%値とは、年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値のことをいいます(0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

資料：全国一級河川の水質状況（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）

平成20年度以降、河川水のダイオキシン類は中川、綾瀬川ともに環境基準値を上回っている年度が多くなっています。いずれの河川も測定値は横ばいで推移しています。

河川底質はいずれの年も環境基準を達成しています。

水質汚濁に係る苦情件数は、平成25年度に19件あり、平成21年度以降では最も多くなりましたが、平成26年度は6件でした。

●公共用水域ダイオキシン類常時監視結果の推移

			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
河川水	綾瀬川	手代橋	調査結果 (pg-TEQ/L)	1.73	1.08	1.53	1.64	2.09	1.08	1.08
		環境基準達成状況	×	×	×	×	×	×	×	
	内匠橋	調査結果 (pg-TEQ/L)	1.88	1.47	1.04	1.80	2.16	0.54	0.81	
		環境基準達成状況	×	×	×	×	×	○	○	
中川	潮止橋	調査結果 (pg-TEQ/L)	1.11	0.61	0.98	0.77	1.16	1.00	0.52	
		環境基準達成状況	×	○	○	○	×	○	○	
河川底質	綾瀬川	手代橋	調査結果 (pg-TEQ/g)	—	—	—	2.7	—	—	—
		環境基準達成状況	—	—	—	○	—	—	—	
	内匠橋	調査結果 (pg-TEQ/g)	44	2.2	1.9	13	21	22	13	
		環境基準達成状況	○	○	○	○	○	○	○	
	中川	潮止橋	調査結果 (pg-TEQ/g)	4.4	0.96	—	—	1.2	—	—
			環境基準達成状況	○	○	—	—	○	—	—

注) 水質環境基準：年間平均値1pg-TEQ/L以下  
 底質環境基準：150pg-TEQ/g以下

資料：全国一級河川の水質状況（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）



■有害化学物質

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、化管法 [PRTR 法]）※により、有害性のある化学物質を製造または使用している事業者は、環境中に排出した量及び事業所の外へ移動させた量を報告することになっています。

八潮市では平成 25 年度は、24 事業所が届出を行い、合計約 39 万 kg の物質が大気や公共用水域等に排出されたり、廃棄物として処理されたりしています。なお、平成 25 年度に廃棄物移動量が減少した理由は、一部の工場において排出量が急減したことによります。

●PRTR 法排出量等集計結果（届出事業所数・排出量）

	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 実績
届出数	37	35	32	29	26	24
排出量(kg/年)						
大気	116,742	106,143	124,192	113,703	140,418	138,223
公共用水域	2,496	2,885	3,798	3,710	2,752	2,569
土壌	0	0	0	0	0	0
埋立	0	0	0	0	0	0
小計	119,238	109,028	127,990	117,413	143,170	140,792
移動量(kg/年)						
下水道への移動	131	67	0	1	0	820
廃棄物移動	872,561	383,542	541,643	664,761	599,504	249,772
小計	872,692	383,609	541,643	664,762	599,504	250,592
排出量・移動量合計(kg/年)	991,930	492,637	669,633	782,175	742,674	391,384

資料：PRTR 制度集計結果公表ページ（経済産業省ホームページ）より八潮市分を集計

■騒音・振動

八潮市内では平成 24 年度に下記の 2 地点で騒音調査を実施しており、いずれも環境基準に適合しませんでした。

平成 26 年度における騒音の苦情件数は 82 件、振動の苦情件数は 46 件で、どちらも平成 21 年度以降最も多い件数でした。

●平成 24 年度 自動車交通騒音実態調査結果

路線名	測定地点の 住所	環境基準 類型	車線 数合計	測定 開始 年月日	測定 終了 年月日	等価騒音レベル (dB)						環境 基準 適合 状況	交通量 (台/10分)	
						昼 間	環 境 基 準	環 境 基 準 達 成	夜 間	環 境 基 準	環 境 基 準 達 成		昼 間	夜 間
高速 6 号 三郷線	八潮市大字 浮塚 625	C	4	11/28	11/29	72	65	×	70	60	×	×	932	376
県道平方 東京線	八潮市大字 大曾根 676	B	2	11/28	11/29	71	65	×	69	60	×	×	178	53

資料：自動車騒音常時監視測定結果（八潮市）

■悪臭

悪臭に係る公害苦情件数は、平成26年度に22件あり、平成21年度以降では最も少ない件数でした。

イ 現行計画の進捗

関連指標を設定した施策は、平成26年度末現在、9項目中3項目で目標を達成していません。下水道の「普及率\*」、「水洗化率\*」については平成26年度の実績では目標に届いていませんが、順調に推移しています。水洗化率を向上させるため、下水道の「建設段階」、「供用段階」、「供用以降の段階」の各段階で下水道接続の理解を得るために必要な説明、情報提供を行っています。

●現行計画の目標達成状況（生活環境）

施策の方向	実施項目	指標	実績値			目標値
			H20年度	H25年度	H26年度	H27年度
河川水質の改善	公共下水道の整備・中川流域下水道の建設	普及率	66.3%	71.0%	74.7%	78.0%
	水洗化の促進	水洗化率	88.7%	91.2%	88.6%	95.0%
	河川浄化対策の促進	イベント等での簡易水質調査回数	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年
		広報紙等による啓発回数	1回/年	2回/年	2回/年	1回/年
化学物質に関する情報提供と適正管理の推進	食の安全に係る情報の提供	食中毒に関する広報紙への情報提供回数	1回/年	1回/年（広報紙） 3回/年（料理教室にて啓発）		1回/年
		食の安全に係る情報提供回数	随時	※	※	随時
	住環境における有害化学物質に係る情報の提供	有害化学物質に係る情報提供回数	0回/年	随時	随時	1回/年
		有害化学物質（シックハウス症候群）の情報提供	0回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	アスベストの対策	情報提供回数	0回/年	随時	随時	1回/年

※消費生活展などで、参加団体が啓発活動を行った。

注）平成26年度の水洗化率が低下した理由は、平成26年度中に整備した地域の一部の接続が翌年度4月になったためである。

■用語解説

※二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

主として物が燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与える。窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の1つで、発生源は自動車や工場・事業場など。

※環境基準

環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定められている。

**■用語解説**

## ※浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$  万分の $1\text{m}$ )以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、土壌・海塩粒子など自然起源のもの、工場、自動車などから発生する人為起源によるものや大気中でガス状物質が反応して二次的に生成されるものなどがある。

※微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

大気中に浮遊する粒子のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$  万分の $1\text{m}$ )以下の小さな粒子。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

## ※光化学オキシダント

太陽光線(紫外線)によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の総称。その影響は、眼や気道の粘膜刺激などの健康被害のほか、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。また、光化学オキシダントのсмоッグを「光化学смоッグ」と呼称し、一般に同義に用いられる。

## ※ダイオキシン類

水素、炭素、酸素、塩素からなる化合物であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。多くの異性体があり、毒性が異なる。ダイオキシン類の量は最も毒性の強い異性体に換算した値(毒性等量=TEQ)で表す。

## ※水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス)

流域の取組と一体となって、河川事業及び下水道事業を推進し、水環境の改善を図るために国土交通省が実施した事業。平成12年度を目標年次とした「水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス21)」を引継ぎ、平成13年度以降は水質及び水量を対象として、水循環系の健全化を図るために「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」が実施された。

## ※綾瀬川清流ルネッサンス21地域協議会

「水環境改善緊急行動計画」を策定するために設置された協議会。計画対象に選定された河川等毎に水環境改善に係わる機関等によって構成される。

## ※生物化学的酸素要求量(BOD)

河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水質汚濁に関する代表的な指標。一定条件のもとで、微生物により有機物が酸化される際に消費される酸素の量をいう。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

## ※特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法[PRTR法])

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする法律。

この法律では、有害性のある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量などを事業者が自ら把握し、都道府県を通じて国に届け出る環境汚染物質排出移動登録制度(PRTR制度)を定めている。

また、化学物質等安全データシート制度(MSDS制度)として、対象となる化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際に、その化学物質の性状及び取り扱いに関する情報(化学物質等安全データシート)を事前に提供することを義務づけている。

## ※下水道普及率

その地域に住んでいる人のうち、どれくらいの人が下水道を利用できる環境になっているかを示す指標。

## ※水洗化率

下水道を利用できる地域に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に下水道に接続し、水洗化しているかを示す指標。

### (3) 快適環境分野

#### ア 環境の現状

##### ■まちづくり

八潮市では、地域の歴史や文化、自然環境など、本市の特性を生かした個性あふれるまちづくりを協働で推進するため、「参加と協働」、「美しい街並み」、「環境と緑」、「秩序あるまちづくり」の4つの大きな施策を柱とした、「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例（以下「まちづくり条例」という。）」を制定し、平成23年10月1日（平成24年1月1日全部施行）に施行しました。この条例は、公共の福祉を高め、誰もがこのまちに生涯住みつけたいと思える安心して暮らせる快適都市の実現に寄与することを目的としています。

##### ■公園・緑地

八潮市では、土地区画整理事業の進捗に伴い、都市公園の整備を進めています。公園総面積は増加の傾向にありますが、人口が増加しているため1人当たりの公園面積は横ばいの傾向にあり、県全体の平均よりも小さくなっています。

（参考）埼玉県の1人当たり都市公園面積：7.2㎡（平成26年3月31日現在、国土交通省都市公園データベースより）

#### ●都市公園面積の推移（各年度4月1日現在）

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
近隣公園※	数	6	6	6	6	6
	面積(ha)	9.81	9.81	9.81	9.81	9.81
街区公園※ (児童公園)	数	27	28	29	30	30
	面積(ha)	5.71	5.77	5.93	6.22	6.22
街区公園 (幼児公園)	数	34	34	34	35	35
	面積(ha)	0.58	0.58	0.58	0.59	0.59
総数	数	67	68	69	71	71
	面積(ha)	16.10	16.16	16.32	16.63	16.63
1人当たり公園面積(㎡)		1.95	1.95	1.95	1.97	1.96

資料：統計やしお（平成26年版）

##### ■自然とのふれあい

中川やしおフラワーパークは、埼玉県商工団体パワーアップ支援事業の認定を受け、八潮市商工会が主体となって整備が行われ、平成9年3月に中川の河畔に開園しました。同園には、花桃の木、菜の花、コスモスなどが植えられ、四季を通じて市民の憩いの場となっています。市内外から多くの人を訪れることにより隣接する地域が活性化し、まちおこしに貢献しています。

平成27年5月には、中川やしお水辺の楽校が開校しました。地域の身近な水辺における環境学習や自然体験活動等を推進することを目的としています。

## ■歴史・文化とのふれあい

八潮市内には、国指定重要文化財が1件、埼玉県指定文化財が5件（有形文化財2件、無形文化財1件（保持者3人）、無形民俗文化財1件、選択無形民俗文化財1件（保持団体3団体））、八潮市指定文化財が27件（有形文化財16件、有形民俗文化財1件、無形民俗文化財5件、記念物5件）あります。

市内に伝わる文化財を見ると、中川や綾瀬川沿いの自然堤防上を中心に社寺や伝統行事などが分布しており、古くから形成されていた集落や、街道の周囲で八潮市の伝統文化が育まれ、これらと一体となった樹林地や景観が形成されてきたことがわかります。

## イ 現行計画の進捗

「環境に配慮した建築物の指導件数」は、平成26年度には44件にのぼり、目標値を大幅に超える実績となっています。

また、「優良建築物<sup>\*</sup>誘導件数」については、目標を大幅に下回っていますが、50年、100年先を見据え地域に根ざした八潮らしい魅力ある街並みづくりを目指すため、「やしお家づくりデザインマナーブック<sup>\*</sup>」を平成25年に作成し、八潮らしい家づくりを推進しています。

### ●現行計画の目標達成状況（快適環境）

施策の方向	実施項目	指標	実績値			目標値
			H20年度	H25年度	H26年度	H27年度
開発事業 <sup>*</sup> における環境配慮の推進	建築指導の充実	環境に配慮した建築物となるよう指導を行った件数	0件/年	5件/年	44件/年	3件/年
	良好な街並みの形成	地区計画 <sup>*</sup> 決定面積	324.8ha	324.8ha	324.8ha	376.1ha
美しく個性ある景観の形成	景観まちづくりの推進	優良建築物誘導件数	0件	0件	1件	100件
自然・環境を体験し、楽しむ機会の提供	自然にふれあうイベントの実施	野外活動事業等回数	4回/年	6回/年	6回/年	7回/年
	市民参加による自然環境調査の実施	市民参加による自然環境調査回数	0回/年	0回/年	0回/年	3回/年

#### ■用語解説

##### ※近隣公園

およそ500メートル以内の近隣の住民を対象として、休養・散策に供する公園。

##### ※街区公園

およそ250メートル以内の近隣の住民を対象として、児童の遊び、スポーツ、レクリエーションに供する公園。

■用語解説

※優良建築物

地域の特性を活かした街並みを実現するための建築物等のこと。

※やしお家づくりデザインマナーブック

この冊子は、街並みを構成し市民の暮らしに身近な「住宅」に着目した八潮らしい家づくりのための指針となるもので、本市の魅力紹介のほか、家を建てる前に知って得するお役立ち情報を掲載している。

※開発事業

一定規模の土地において行う、開発行為または建築行為をいう。「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」においては、自動車駐車場の設置、資材置場、廃棄物処理施設、廃棄物保管場、自動車洗車場または自動車販売店の設置を行う行為も開発事業として位置付けている。

※地区計画

地区計画とは、都市計画法第12条に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための制度。



松之木公園



八条親水公園

(4) 地球環境分野

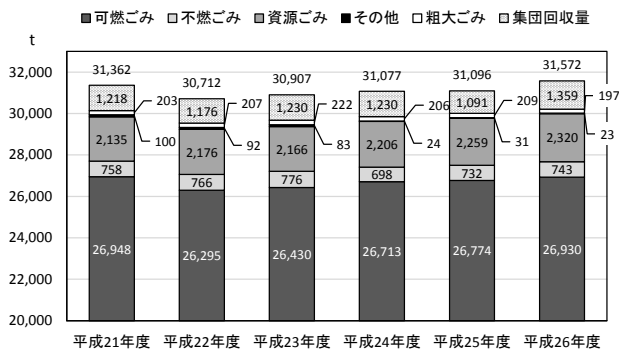
ア 環境の現状

■ 廃棄物の発生

八潮市のごみ搬出量は平成21年度以降、ほぼ横ばいとなっており、可燃ごみが9割近くを占めています。一人1日あたりのごみ排出量で見ると、平成21年度以降、減少していましたが、平成26年度には増加しました。いずれの年度も県の平均値より排出量が多くなっており、周辺市町村と比べても多くなっています。

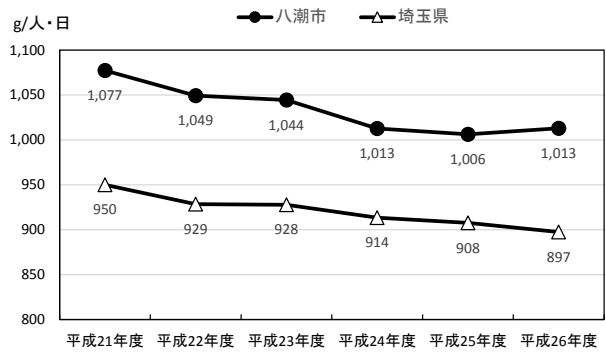
燃えるごみの組成別では、プラスチック類が49.9%で最も多くなっています。

● ごみ排出量の推移



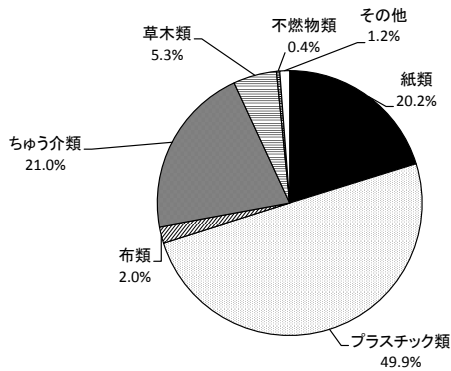
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

● 一人1日あたりごみ排出量の推移



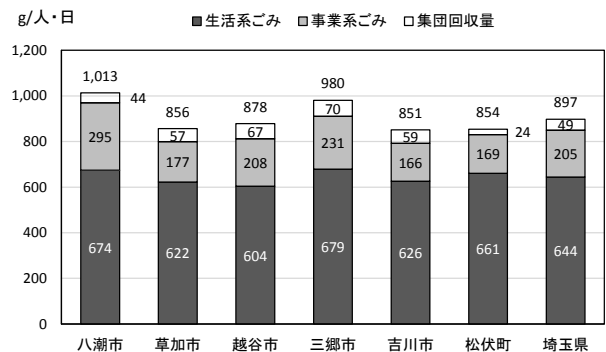
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

● 燃えるごみ搬入量の種類別内訳(平成26年度)



資料：広報リソース No.139（平成27年7月号）  
（東埼玉資源環境組合）

● ごみ排出量の周辺市町村との比較(平成26年度)



資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

■ 温室効果ガス排出量

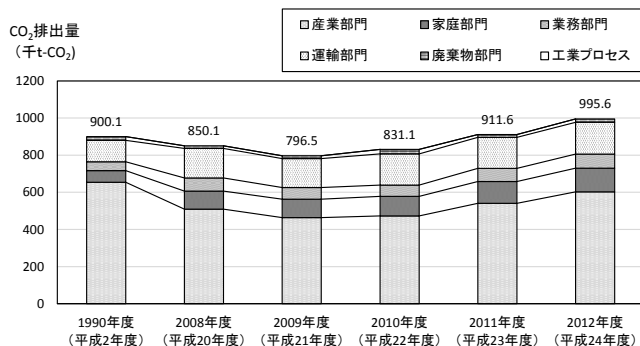
八潮市の二酸化炭素排出量は平成24年度(2012年度)には、平成2年度(1990年度)比で10.6%増となっています。過去5年で見ても増加傾向(平成20年度(2008年度)比で17.1%増)となっています。部門別にみると、平成2年度(1990年度)と比較して産業部門と廃棄物部門は排出量が減少していますが、家庭部門、業務部門、運輸部門では排出量が増加しています。過去5年間(平成20年度(2008年度)比)では、全ての部門で増加しています。

エネルギー消費量で見ると、平成24(2012)年度は、平成2年度(1990年度)比で12.0%増、

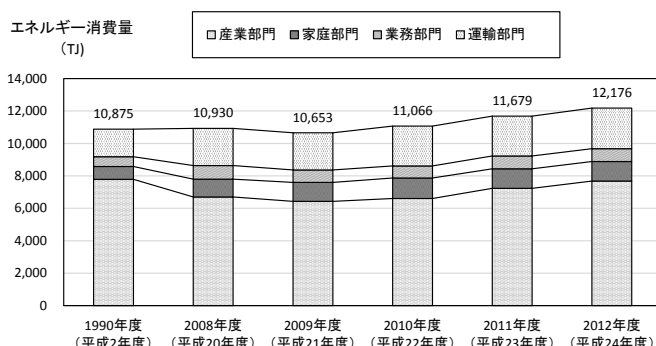
平成20年度(2008年度)比で11.4%増となっています。平成2年度(1990年度)と比較してエネルギー消費量が減少しているのは産業部門のみであり、家庭、業務、運輸部門はエネルギー消費量が増加しています。過去5年間(平成20年度(2008年度)比)では、業務部門を除いて増加しています。

八潮市の事務事業による温室効果ガス<sup>\*</sup>の排出量は、平成26年度(2014年度)は基準年度である平成20年度(2008年度)と比較して6.6%削減しています。

●部門別二酸化炭素排出量(八潮市)



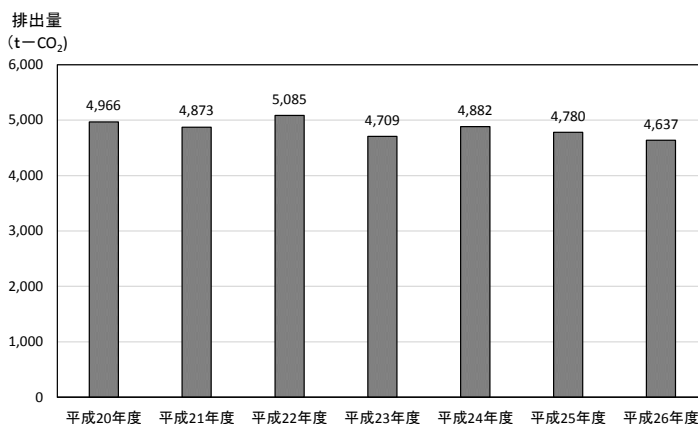
●部門別エネルギー消費量(八潮市)



資料：埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2012年度(埼玉県環境部)

注) 電気のCO<sub>2</sub>排出係数<sup>\*</sup>は、各年度の値を使用

●八潮市の事務事業による温室効果ガスの排出量



資料：八潮市環境報告書 平成21～26年度版(八潮市 環境リサイクル課)

注) 電気のCO<sub>2</sub>排出係数は、平成20年度東京電力の実排出係数(0.418kg-CO<sub>2</sub>/kWh)で固定

イ 現行計画の進捗

関連指標を設定した施策は、平成26年度末現在、11項目中6項目で目標を達成していません。「リサイクルフェアの参加人数」が平成26年度は減少していますが、それ以外の年は概ね1,500人で推移しています。

「1人1日のごみ排出量」、「資源化率<sup>\*</sup>」が目標に達していない結果となっています。本市ではごみの減量化、資源化率向上のため、リサイクルフェアの開催やゴミゼロ運動を実施する等、様々な普及啓発活動を実施していますが、可燃ごみの中にダンボール、新聞紙など、資源ごみとしてリサイクルできるものが含まれており、分別の更なる周知が必要となっています。



●現行計画の目標達成状況（地球環境）

施策の方向	実施項目	指標	実績値			目標値
			H20 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
省エネルギーの推進	公共施設における省エネ機器の率先導入	導入か所	累積 0 か所	累積 4 か所	累積 5 か所	累積 5 か所
温暖化の防止	地球温暖化防止に関する計画の策定	計画策定・運用	未策定	地球温暖化対策実行計画 事務・事業編 策定済		事務・事業編 の策定・運用
			未策定	未策定	未策定	区域施策編の 策定・運用
3R 活動の推進	リサイクル活動の推進	リサイクルフェアの参加人数	1,500 人	1,500 人	約500人	2,000 人
		資源回収団体の登録数	59 団体	74 団体	80 団体	65 団体
	ごみ排出方法の指導	1 人 1 日のごみ排出量(家庭系可燃ごみ)	644 g	578.6 g	568.7g	560 g
	循環型社会の推進	資源化率 (リサイクルプラザ)	84.47%	74.2%	75.6%	85.0%
		資源化率 (可燃ごみ含む)	11.79%	11.0%	12.0%	20.0%
環境に配慮したライフスタイルの普及	エコライフ DAY 事業の実施	参加者数	3,596 人	2,508 人 夏・冬合計	12,033 人 夏・冬合計	8,000 人
温暖化対策	壁面緑化・屋上緑化の推進	民間施設等における屋上緑化件数	0 か所	0 か所	0 か所	5 か所
	ヒートアイランド対策	広報紙等による「風の道※」啓発、打ち水普及	0 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年

■用語解説

※部門（温室効果ガス排出量の部門の解説）

産 業：農林水産業、建設業、製造業の事業活動による CO<sub>2</sub> 排出量

家 庭：家庭からの CO<sub>2</sub> 排出量

業 務：オフィスビル、公共施設、商業施設からの CO<sub>2</sub> 排出量

運 輸：自動車（産業、家庭、業務で使用するものを含む）、鉄道など交通機関の CO<sub>2</sub> 排出量

廃棄物：ごみの焼却による CO<sub>2</sub> 排出量

工業プロセス：工業生産過程での化学的プロセスなどにより排出される CO<sub>2</sub> 排出量。セメントの生産工程で石灰石を加熱することにより排出される場合などがある。

※市の事務・事業による温室効果ガス

市役所の事務及び事業によって排出された温室効果ガスのこと。

※CO<sub>2</sub> 排出係数

単位活動量当たりの CO<sub>2</sub> 排出量をいう。例えば、電力の排出係数は、1kWh の発電の際に排出される CO<sub>2</sub> 排出量をいう。

※資源化率

資源化率（リサイクルプラザ）：リサイクルプラザで分別し、再利用できるごみと熱回収されたごみ

資源化率（燃えるごみを含む）：収集及び回収された後、再資源化及び再利用するごみ。

※風の道

ドイツのシュトゥットガルト市の都市計画で採用されたヒートアイランド現象に係る対策。郊外から都市内に吹き込む風の通り道を作り、都市中心部で暑くなった大気を冷やすことができるという考え方にに基づき、道路幅の拡張等の対策を計画的に実施している。

2000 年に環境省が発表した「平成 11 年度ヒートアイランド現象抑制のための対策手法報告書」においても、ヒートアイランド現象の対策として「風の道」という考え方が紹介されている。

(5) 環境活動分野

ア 環境の現状

八潮市では市民の一人ひとりに、地球環境や周りの人々に対する思いやりの心と意識を持ち、環境に配慮した生活や事業活動を送るための行動を実践できるように、幼いころから幅広い世代で環境教育や環境学習を浸透させています。

また個人や一事業者としての取組にとどまらず、協働による環境活動を拡大し、地域での人と人のつながりや絆を深め、コミュニティの形成へと発展させていくことが望まれ、人々のネットワークづくり、活動の場や機会の提供、活動を促進させるための仕組みづくりなどを通じて、地域での自主的、積極的な環境活動を促進しています。

●市内で開催された主なイベント（平成 21～25 年度）

イベント名称	主催者	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	内容
ゴミゼロ運動	八潮市民美化運動推進協議会	○	○	○	○	○	市内の美化
環境月間	環境リサイクル課	○	○	○	○	○	環境月間に関する啓発パネルの展示
みんなで水質調査	環境リサイクル課		○	○	○	○	市内小学生参加による綾瀬川の水質調査
AQUA SOCIAL FES!!	八潮市・埼玉新聞社					○	中川・綾瀬川流域クリーンプロジェクトの一環として、中川やしおフラワーパーク周辺の清掃活動を実施
リサイクルフェア	八潮リサイクルフェア実行委員会	○	○	○	○	○	リサイクル推進、展示、リサイクル品販売、水質浄化啓発
やしお市民まつり	やしお市民まつり実行委員会	○	○	○	○	○	環境関連の展示、啓発グッズ配布、環境アンケート調査
消費生活展	商工観光課	○	○	○	○	○	パネル展示、水質浄化啓発、レジ袋使用量削減啓発等
ふれあいどんぐりこままわし大会	八潮市コミュニティ協議会	○	○	○	○	○	自然の遊び「どんぐりこままわし」の体験
八潮街並みづくり100年運動	八潮街並みづくり100年運動実行委員会	○	○	○	○	○	魅力ある街並みをつくり出すため、連携する大学の協力のもとに調査研究、まちづくり活動の実践を行う。
緑と花いっぱい運動	八潮市コミュニティ協議会	○	○	○	○	○	市民花壇等への花植え
八潮市環境推進大会	環境リサイクル課	○			○		やしお環境賞表彰、講演、環境学習講座

イ 現行計画の進捗

関連指標を設定した施策は、平成26年度末現在、5項目中4項目で目標を達成できていません。出前講座については、市の主催の出前講座は年1回に留まっていますが、同様の趣旨の講座を、市民団体主体で独自に実施しています。

ビオトープの保全活動として、「大曽根の湿地ビオトープを守る会」と協定を締結し大曽根ビオトープの維持管理を実施しています。また中川の河川敷において、冬季のノウルシの自生地及び移植地の草刈りを市民団体等と協働で実施し、ノウルシの生息に適した環境を確保しています。

●現行計画の目標達成状況（環境活動）

施策の方向	実施項目	指標	実績値			目標値
			H20年度	H25年度	H26年度	H27年度
協働による環境活動を促進するための仕組みづくり	環境リーダー制度の創設	環境リーダー登録人数	0人	0人	0人	5人
	協働の場づくり	各種委員会や審議会などへの公募人数の割合	9%	16%	16%	20%
生涯学習等における環境学習の推進	出前講座の実施	出前講座の全利用件数	240件	251件	225件	300件
		環境に関する出前講座実施回数	1回/年	1回/年	1回/年	12回/年
	文化財愛護啓発活動の充実	各種講座の開催	16回/年	28回/年	23回/年	18回/年



大曽根ビオトープ

## 2 市民意識

### (1) 市民意識調査の概要

「第5次八潮市総合計画」策定にあたり行われた市民意識調査より、環境に関連する設問を抜粋しました。

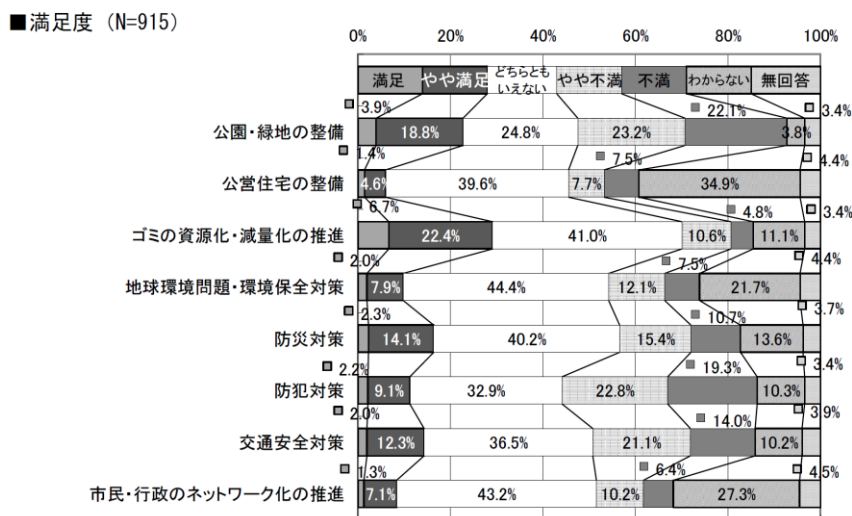
- ・調査名：八潮市のまちづくりに関する市民意識調査
- ・実施日：平成25年11月1日～11月20日
- ・配布数：3,000人
- ・回収数：915人（回収率 30.5%）

#### ア 市政に対する評価（生活・環境について）

市政に関する評価のうち、生活・環境についての回答状況を次図に示します。

環境基本計画との関連が深いものについて「満足」と「やや満足」を合わせた割合でみると、「公園・緑地の整備」が22.7%、「ゴミの資源化・減量化の推進」が29.1%、「地球環境問題・環境保全対策」が9.9%となっており、全体的に満足度は低くなっています。

#### ● まちづくりに対する満足度



出典：八潮市のまちづくりに関する市民意識調査報告書（平成25年12月、八潮市）

### (2) 市民団体等の意識

八潮市内で活動をしている市民団体、業界団体等に対して、環境保全活動に関する意識調査を実施しました。

- ・調査日：平成27年7月
- ・アンケート回答数：5団体
- ・ヒアリング実施団体数：4団体

ア 八潮市の環境施策に関する満足度と重要度

■市民団体、業界団体等に対する環境保全活動に関する意識調査結果

ヒアリングを実施した団体に対して、八潮市の実施している環境施策についての満足度と重要度の意識調査を行いました。

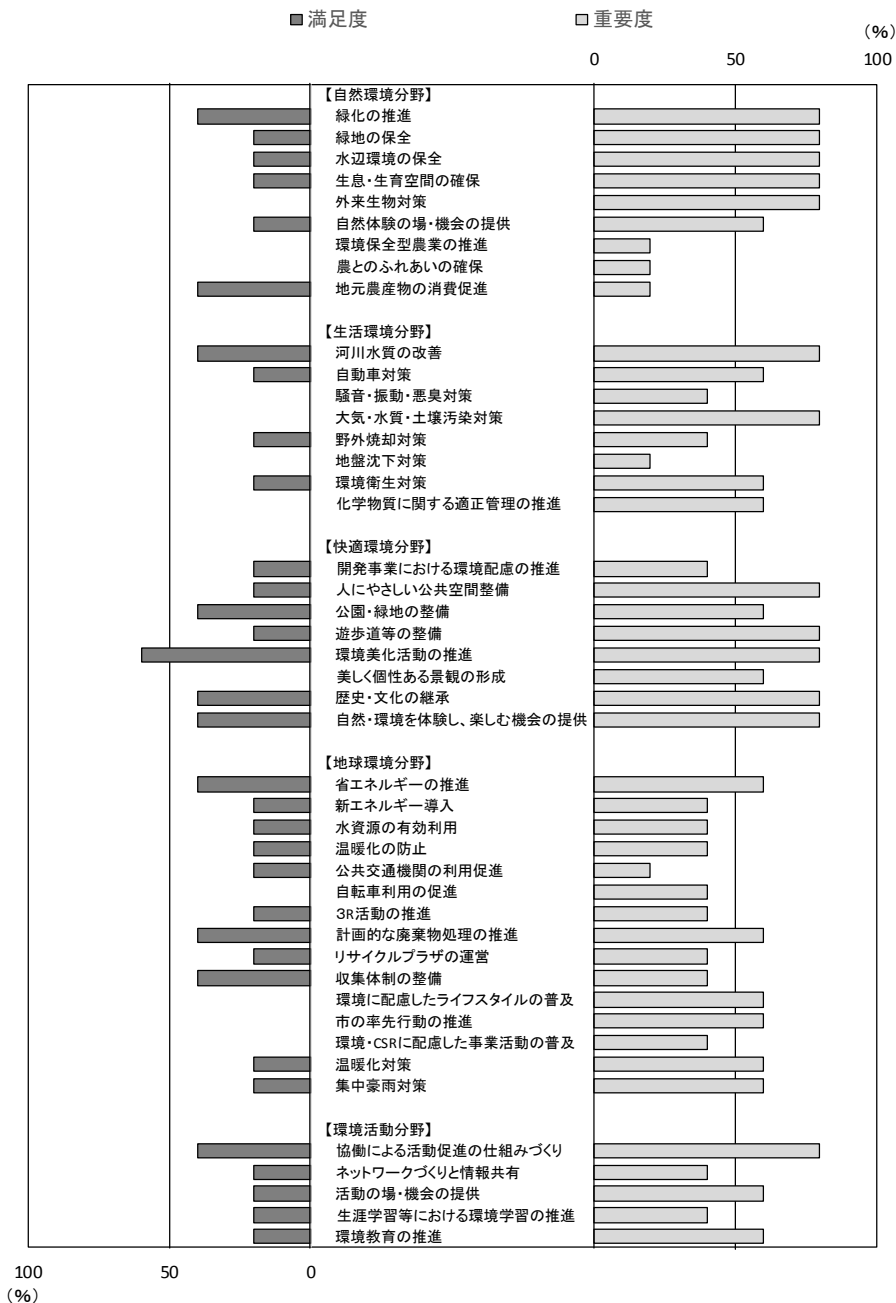
満足度は、全体的に低く、特に生活環境分野で低くなっています。

重要度については、特に自然環境分野、快適環境分野で重要との回答割合が高くなっています。

●八潮市の環境施策に関する満足度及び重要度

満足度：満足またはやや満足と回答した割合

重要度：重要またはやや重要と回答した割合



### イ 自由意見

#### ■自然環境

- ・ やしおの自然（希少生物、自然の紹介）を広報でシリーズ化して紹介してはどうか。
- ・ 学童保育で、「農」とふれあう機会があると良い。例えば種まきや収穫作業を子供たちに体験させてくれるような農家の紹介を行政に行って欲しい。
- ・ 八潮駅の市の出張所に八潮市の自然を紹介できるスペースを確保してはどうか（八潮の川に生息する生物を大きな水槽で展示する等）。
- ・ 中川やしお水辺の楽校について、運用・活用方法が周知されていない。
- ・ 外来種駆除対策が不十分
- ・ 市内における開発事業の際に、シードバンク（Seed bank）への配慮が欠け、土壌表層部分を活用していない例が見受けられる。

#### ■生活環境

- ・ 未だに野焼きを行っている人が見受けられるので、行政から注意をして欲しい。

#### ■地球環境

- ・ ごみの分別について、市民の協力を得るのは時間がかかると思うが、他市と協力して真剣に検討しないと、ごみの減量化、資源化が進まない。

#### ■環境活動

- ・ 市民活動の連携が図られていない。
- ・ 行政が具体的に何を行っているのか、市民に協力を求めているのか分からない。市民に分かる具体的な活動報告をお願いしたい。
- ・ 他の市民団体との協働は行政から呼びかけないと進まない。例えば広報等での呼びかけ、ワーキングの立ち上げ等。
- ・ 自然保護活動は体力的な負担がかかり、担い手が高齢化等で年々少なくなっており、活動を縮小することも検討せざるを得ない。
- ・ 市・市民・事業者が連携して「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」の実現に取り組む事業体の創設が必要。

### 3 八潮市の環境の課題

八潮市の環境に関する課題について、これまでに整理した環境の現状及び現行計画の進捗状況を踏まえ、次の視点から整理します。

#### (1) 自然環境分野

- 本市は、中川、綾瀬川などの河川、葛西用水などの水路が多く、豊かな水辺環境を有していますが、都市化が進む中、水や緑に恵まれた身近な自然が失われつつあります。
- 動植物の生息環境が少なくなりつつあるとともに、外来生物\*の侵入によって生物多様性が脅かされています。
- 市内には屋敷林や河畔林、公園などの樹林が残されており、貴重な緑としてこれらの保全が重要です。
- 市街化が進む中で、既存の緑を保全するとともに、公共施設や道路、民有地の緑化を積極的に進めていく必要があります。
- 市内には、環境保全機能をもった農地が多くありますが、農家数や後継者の減少に伴い、農地が減少しており、農業を振興し農地を保全していくための取組が必要です。
- 市内には、市民が土に触れ、野菜づくりを楽しめる市民農園が整備されています。今後とも、市民が土に触れ、農業を体験できる場所を提供していくことが求められています。
- 大曽根ビオトープなどでは、市民の手により環境保全活動が行われており、今後もこれらの活動を支援していく必要があります。

#### (2) 生活環境分野

- 公害苦情は増加の傾向にあり、特に騒音や悪臭の苦情が多くなっています。また、依然として野焼きへの苦情も発生しています。
- 大気汚染については、光化学オキシダント濃度が環境基準を超過している状況が続いており、光化学スモッグ注意報が毎年発令されています。また、微小粒子状物質（PM2.5）濃度も環境基準を超過しており、大気環境を改善するための対策が必要です。
- 中川や綾瀬川の水質は、かつてと比べると改善してきたものの、依然として環境基準を達成しない年もあり、引き続き水質改善に向けた取組を進めていくことが必要です。
- 綾瀬川及び中川においては、年度によりダイオキシン類の環境基準が未達成となっています。
- 河川の水質を改善するため、家庭や事業所からの排水対策や流域での一体的な水質浄化の取組を継続していく必要があります。
- 自動車交通量の増加による大気汚染、騒音等の問題への対策が必要です。
- 安心して生活できる環境を確保するため、食の安全や有害化学物質に関する正確な情報提供と適正利用・管理のための普及啓発及び指導が必要です。

### (3) 快適環境分野

- 公園面積は増加傾向にありますが、人口が増加していることもあり、1人当たりの公園面積は県全体の平均と比べて少ないのが現状です。
- 水や緑に親しめる空間として、「中川やしおフラワーパーク」や「中川やしお水辺の楽校」などが整備されています。また、市民が土に触れ、野菜づくりを楽しめる市民農園が整備されています。今後もこれらの施設を活用し、市民が自然とふれあう機会の充実が望まれます。
- 市内には、中川や綾瀬川沿いの自然堤防上を中心に社寺や伝統行事などが分布し、古くから形成されていた集落や、街道の周囲で育まれた伝統文化が残されています。これらの歴史文化を次世代に継承していくことが必要です。
- 本市では、つくばエクスプレスの開業により都市構造が大きく変わりました。今後のまちづくりにあたっては、均衡ある土地利用の推進、自然エネルギーの利用、公共交通機関及び自転車の利用促進、公園や緑地の整備など、地球温暖化対策や自然環境との調和といった視点も含め、都市と生活の快適性を実現していくことが望まれます。
- 地域の特性を活かした八潮らしい魅力ある街並みの実現には、引き続き、「やしお家づくりデザインマナーブック」に基づく、八潮らしい家づくりを市、市民、事業者の協働により進めていく必要があります。

### (4) 地球環境分野

- 本市のごみ搬入量は横ばいとなっており、1人1日当たりで見ると減少傾向にありますが、県平均を上回っており、ごみの減量と分別の徹底及びリサイクルの推進が課題となっています。
- 市内の二酸化炭素排出量は、人口の増加や産業・業務の発展に伴い、過去5年間において全ての部門で増加しており、エネルギー消費量も業務部門を除いて増加しています。このため、市、市民、事業者が一体となって省エネや再生可能エネルギーの導入を計画的に推進していく必要があります。
- 市役所における温室効果ガス排出量は年度による増減があるものの、減少傾向にあります。引き続き省エネ及び再生可能エネルギーの導入に取り組んでいく必要があります。
- 地球環境への負荷を低減させるため、まちづくりの観点からも対策を推進していく必要があります。
- 地球温暖化と関連して集中豪雨、渇水、土砂災害、熱中症患者の増加、ヒートアイランド※、農業への影響等が懸念されています。このため、温室効果ガスの排出量削減とともに、これらの被害への対策や備えとして「適応策※」の検討が必要となっています。

### (5) 環境活動分野

- 市内では、市民団体が、自然環境保全、水質浄化、美化清掃、地球温暖化防止、環境教育などの環境保全活動に取り組んでいます。これらの活動を、本環境基本計画の中できちんと位置付け、協働による活動が継続するよう配慮すべきと考えられます。



○東日本大震災を契機として、地域社会とのつながりについての意識の変化が生まれ、社会貢献への関心が高くなっており、今後は「人と人とのつながり」、「地域とのつながり」を深める意欲を持つ人が増加することが期待されます。本計画において、市、市民、事業者のあらゆる主体の間における協働による環境活動を促進するための仕組みづくりを推進していくことが重要と考えられます。

#### ■用語解説

##### ※外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育する生物。

##### ※ヒートアイランド

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。

##### ※適応策

地球温暖化防止に向けた対策は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる「緩和策」と、気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようという「適応策」とに分類することができる。

「適応策」は対処療法的な取組で、具体例としては、沿岸防護のための堤防や防波堤の構築、水利用の高効率化、土壌の栄養素の改善、伝染病の予防などが挙げられる。



小学生環境ポスター 加藤 遥真 さん